五十八　資金決済に関する法律（平成二十一年法律第五十九号）第百七条第二号（第三十七条及び第六十三条の二に係る部分に限る。）、第五号、第七号若しくは第八号、第百九条第八号、第百十二条第二号（第三十八条第一項及び第二項並びに第六十三条の三第一項及び第二項に係る部分に限る。）又は第百十四条第一号（第四十一条第一項及び第六十三条の六第一項に係る部分に限る。）若しくは第七号（第七十七条に係る部分に限る。）に規定する罪

（許可の申請）

第一条の二　法第五条第一項に規定する許可申請書の様式は、別記様式第一号のとおりとする。

2　［略］

3　法第五条第一項の国家公安委員会規則で定める書類は、次のとおりとする。

一　申請者が個人である場合には、次に掲げる書類

イ　［略］

ロ　法第四条第一号から第八号までに掲げる者のいずれにも該当しないことを誓約する書面

［八・ニ　略］

二　申請者が法人である場合には、次に掲げる書類

［イ～ハ　略］

ニ　役員に係る法第四条第一号から第七号までに掲げる者のいずれにも該当しないことを誓約する書面

［三～五　略］

［4・5　略］

（許可証の再交付の申請）

第四条　［略］

2　前項の規定により再交付申請書を提出する場合においては、第一条の二第二項の規定により経由した警察署長（以下「経由警察署長」という。）を経由して、正副二通の再交付申請書を提出しなければならない。

（公告の方法）

第四条の二　法第六条第二項の規定による公告は、官報によるものとする。

（変更の届出及び許可証の書換えの申請）

第五条　［1～3　略］

4　法第七条第三項の国家公安委員会規則で定める書類は、次のとおりとする。

一　第一条の二第三項に規定する書類のうち当該変更事項に係る書類

［二・三　略］

5　前項の規定にかかわらず、古物商又は古物市場主が次に掲げる者を新たに法第十三条第一項の管理者として選任した場合において法第七条第一項の規定により公安委員会に提出する届出書には、第一条の二第三項第三号（第二号に掲げる者を選任した場合にあっては、第一条の二第三項第三号ロを除く。）に掲げる書類を添付することを要しない。

［一・二　略］

［6・7　略］

（仮設店舗における営業の届出）

第十四条の二　法第十四条第一項ただし書の規定により公安委員会に届出をする場合においては、その場所の所轄警察署長を経由して、仮設店舗において古物営業を営む日から三日前までに、別記様式第十四号の二の仮設店舗営業届出書を提出しなければならない。

（許可の申請）

第一条　古物営業法（以下「法」という。）第五条第一項に規定する許可申請書の様式は、別記様式第一号のとおりとする。

2　［同上］

3　［同上］

一　［同上］

イ　［同上］

ロ　法第四条第一号から第六号までに掲げる者のいずれにも該当しないことを誓約する書面

［ハ・ニ　同上］

二　［同上］

［イ～ハ　同上］

ニ　役員に係る法第四条第一号から第五号までに掲げる者のいずれにも該当しないことを誓約する書面

［三～五　同上］

［4・5　同上］

（許可証の再交付の申請）

第四条　［同上］

2　前項の規定により再交付申請書を提出する場合においては、第一条第二項の規定により経由した警察署長（以下「経由警察署長」という。）を経由して、正副二通の再交付申請書を提出しなければならない。

［条を加える。］

（変更の届出及び許可証の書換えの申請）

第五条　［1～3　同上］

4　［同上］

一　第一条第三項に規定する書類のうち当該変更事項に係る書類

［二・三　同上］

5　前項の規定にかかわらず、古物商又は古物市場主が次に掲げる者を新たに法第十三条第一項の管理者として選任した場合において法第七条第一項の規定により公安委員会に提出する届出書には、第一条第三項第三号（第二号に掲げる者を選任した場合にあっては、第一条第三項第三号ロを除く。）に掲げる書類を添付することを要しない。

［一・二　同上］

［6・7　同上］

［条を加える。］